

平成24年（2012年）第4回市議会定例会
議員提出議案説明要旨（24. 11. 30）

本日議員提出議案第2号として提出する「横須賀市 地域で支える条例」について提案者として主旨説明を行います。

現在、「自治基本条例」が特別委員会において継続審査となっております。そして、先ほど市長から「横須賀市と地域運営協議会との協働による地域自治推進条例」が提出され自治基本条例検討特別委員会において審査することとなりました。しかし、これら2本の条例が予定する枠組みや効果を審議する前提として、まず私たち横須賀市民としての地域に対する共通認識を構築し、つぎに、現在すでに市域に展開している自治会や町内会などの基礎的地域団体の在り方の総括を行った上で、その存在意義と役割が条例に、より明確に位置づけられることが必須ではないかと考えます。

本日は、横須賀市の歴史の流れの中で、培われてきた住民相互の交流と助け合いの精神を、将来にわたり街づくりの基本に据え、市民や市職員の参加による安心して快適に暮らす社会、地域で支え合う社会を実現することを目的とする「横須賀市 地域で支える条例案」を提出致します。

条例(案)前文では本市の時代背景を述べた上で、安心・快適な社会の実現を目指す本条例の意義を述べ第一条の「目的」へ導いています。

第一条では、市民および地域活動団体等の役割や本市としての責務を述べています。

第二条は用語の定義の中で、「市民の範囲」と「地域活動」を定義しています。

第三条では家族・近隣間の、人と人との絆という視点から市民の役割を述べました。

第四条は、未来を担う市民として子どもたちに目を向け、その成長を担う家庭や地域社会の役割を述べました。子どもの権利条約を見るまでもなく、本市としても子どもたちに対する地域社会の関わり方を条例で明確にする必要を感じました。

第五条では地域活動団体の役割、第六条では市内に展開する事業者にも役割分担をお願いしています。

第七条では、前条までに述べた役割や活動を推進するための本市の関わり方を述べています。

第八条は 本市職員を積極的に地域活動へ導いています。

第九条にて、前条までに規定する様々な役割や方針を具現化するための、市の施策展開の基本方針を財政上の措置を含め10項目述べました。

以上の条文構成により、本市に於ける市民・地域団体・行政などの位置づけと明確な役割分担を行い、もって「基本となる市民と自治の関係」を整理し、将来に向けた「地域運営」のあり方の議論に道筋を開くものとなりました。

議員各位の真摯な審議と条例制定に向けたご理解を賜るようお願いし「横須賀市 地域で支える条例」に関する主旨説明を終わります。ありがとうございました。